

事業報告書

(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 守屋医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市広駅前1丁目2番24号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 30 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 10 月 30 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 守屋医院	広島県呉市広駅前1丁目2番24号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月23日 決算報告審議会

法人名 医療法人 守屋医院

所在地 広島県呉市広駅前 1 - 2 - 2 4

財 産 目 録
(令和 6年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	107,308 千円
2. 負 債 額	13,694 千円
3. 純 資 産 額	93,613 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,106
B 固 定 資 産	50,202
C 資 産 合 計 (A + B)	107,308
D 負 債 合 計	13,694
E 純 資 産 (C - D)	93,613

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 守屋医院
所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

貸 借 対 照 表

(令和 6年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	57,106	I 流 動 負 債	4,705
II 固 定 資 産	50,202	II 固 定 負 債	8,989
1 有 形 固 定 資 産	19,586	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	349	負 債 合 計	13,694
3 そ の 他 の 資 産	30,265	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 基 金	22,500
		II 積立金	71,113
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	93,613
資 産 合 計	107,308	負債・純資産合計	107,308

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 守屋医院

所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	107,469
2 事業費用	104,575
本来業務事業利益	2,893
B 附帯業務事業損益	0
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,893
II 事業外収益	345
III 事業外費用	524
経常利益	2,714
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,714
法人税等	574
当期純利益	2,140

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

送人名 医療法人 守屋医院
所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 守屋医院

理事長 守屋 英一 殿

私（注 1）は、医療法人 守屋医院の令和 6 年会計年度（令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 10 月 23 日

医療法人 守屋医院

監事

印

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。